

議第40号

三島市部設置条例の一部を改正する条例案

三島市部設置条例（昭和48年三島市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第1条中

「健康推進部

- (1) 国民健康保険及び高齢者医療に関すること。
- (2) 保健、衛生及び医療に関すること。
- (3) スポーツの推進に関すること。
- (4) 介護保険に関すること。

社会福祉部

社会福祉に関すること。

財政経営部

」

を

「こども・健幸まちづくり部

- (1) 子育て支援に関すること。
- (2) 児童福祉に関すること。
- (3) 発達支援に関すること。
- (4) 保健、衛生及び医療に関すること。
- (5) スポーツの推進に関すること。

社会福祉部

- (1) 社会福祉（こども・健幸まちづくり部が分掌する事務に係るものを除く。）に関すること。
- (2) 介護保険に関すること。
- (3) 国民健康保険及び高齢者医療に関すること。

財政経営部

」

に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月14日提出

三島市長 豊岡 武士